

コロナに負けるな!

新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けた  
京都府内産農林水産物を使用する食品製造・加工事業者の皆様へ

# 京もの食品販売促進対策事業補助金 のごあんない

受付期間：7月27日(月)～8月26日(水)

必着

## 事業内容



府内の食品製造・加工業者が、「WITH コロナ」社会における消費行動の変化に対応できる販売・流通システムの構築に向け、京都府内産農林水産物を原材料とした新たな商品及びサービスの開発に必要な経費を支援いたします!

補助上限

900

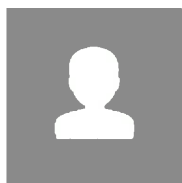
補助率9/10以内

万円

対象者※ ①もしくは②：上限 900万円  
③：上限1,800万円

応募方法：業種別団体を通じて、(一社)京都府食品産業協会に提出します。

## 対象者



- 京都府内産農林水産物を使用している商品を製造・加工している事業者及び団体のうち、
  - ① (一社)京都府食品産業協会に加盟する業種別団体に所属する食品製造・加工業者
  - ② (一社)京都府食品産業協会に加盟する業種別団体
  - ③ ①が主体となって組織する、同業種及び異業種の共同体

## 補助対象となる取組例




- 「WITH コロナ」社会における消費行動の変化に対応できる販売・流通システムの構築に向け、京都府農林水産物を原材料とした新たな商品及びサービスの開発

(例)

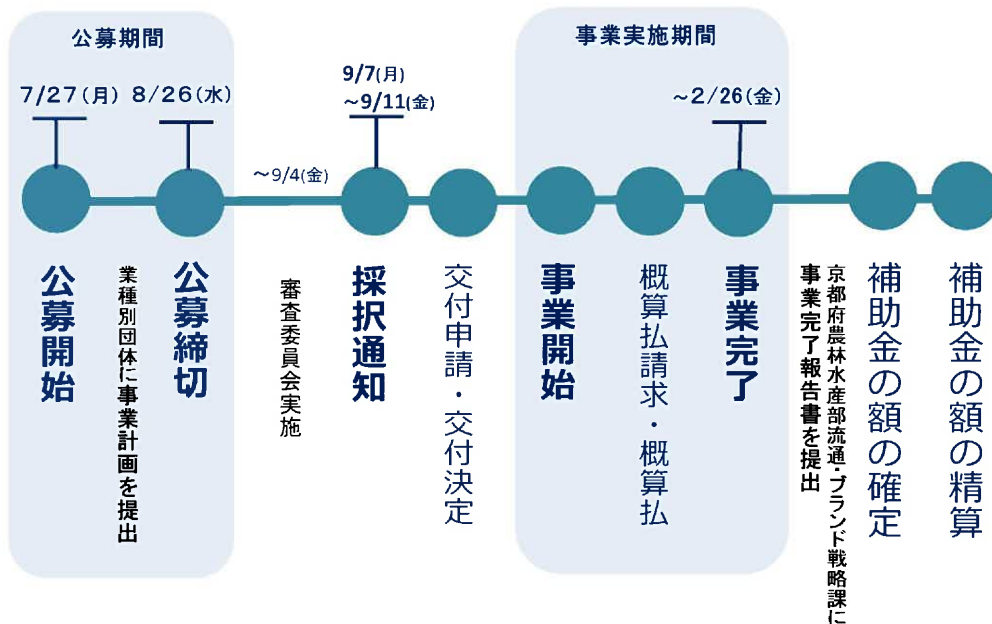
- ☆ 家庭消費向けの少量化商品開発
- ☆ 同業種、異業種連携商品販売
- ☆ ミールキット商品開発 等。

## ●具体的な補助対象経費

賃金	事業実施にあたり雇用したアルバイトの賃金等	通信運搬費	事業実施に直接必要な郵便代、運送等にかかる経費
旅費	事業実施に必要な交通費、宿泊費	原材料費	京都府内産農林水産物を調達するのに必要な経費
需用費	事業実施にあたり必要な消耗品、用具等の購入経費、文献・資料購入費等の雑費	謝金	新商品開発にあたり助言等を依頼した専門家に支払われる経費(事業実施主体は除く)
役務費	事業実施に必要な分析、試験、加工等を行う経費(本業の成果に直結しない内容は除く)	機械装置	新商品の開発にあたり必要となる機械や分析装置の導入に係る経費(汎用性が低く、据置工事を要しないものに限る)
賃借料及び使用料	事業を実施するために必要な会場、設備の賃借料や物品・備品の使用料(事業実施主体が所有するものを除く)	広告宣伝・販売促進費	事業実施に必要な広告や販売促進にかかる経費。(HP開設、特設サイト構築にかかる費用や新商品のPRに必要な経費等)
委託費	事業実施に特殊な知識等が必要となり、やむを得ず第三者に事業の一部を委託するための経費(委託する場合は、京都府の承認を得ること)	 <p>※委託費と機械装置の合計額は補助額の1/2以内とすること。 ※公租公課は、補助対象外とする。</p>	

この事業を実施するにあたり、必要な経費を対象。ただし、事務所賃借料、電話代、光熱費、人件費など通常使用する経費と明確に区分できない経費及び公序良俗に反する経費は不可とする。  
また、交付決定後に発生し、事業期間内に使用又は支払が完了した経費を対象とする。

## ■事業の流れ



## ■問い合わせ窓口

京都府農林水産部流通・ブランド戦略課

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

TEL: 075-414-4941 E-mail: ryutsu-brand@pref.kyoto.lg.jp



(一社) 京都府食品産業協会 (京都府中小企業団体中央会内)

〒600-8009 京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町 78 番地 京都経済センター3階

TEL: 075-708-3704 E-mail: syokusankyoku@chuokai-kyoto.or.jp